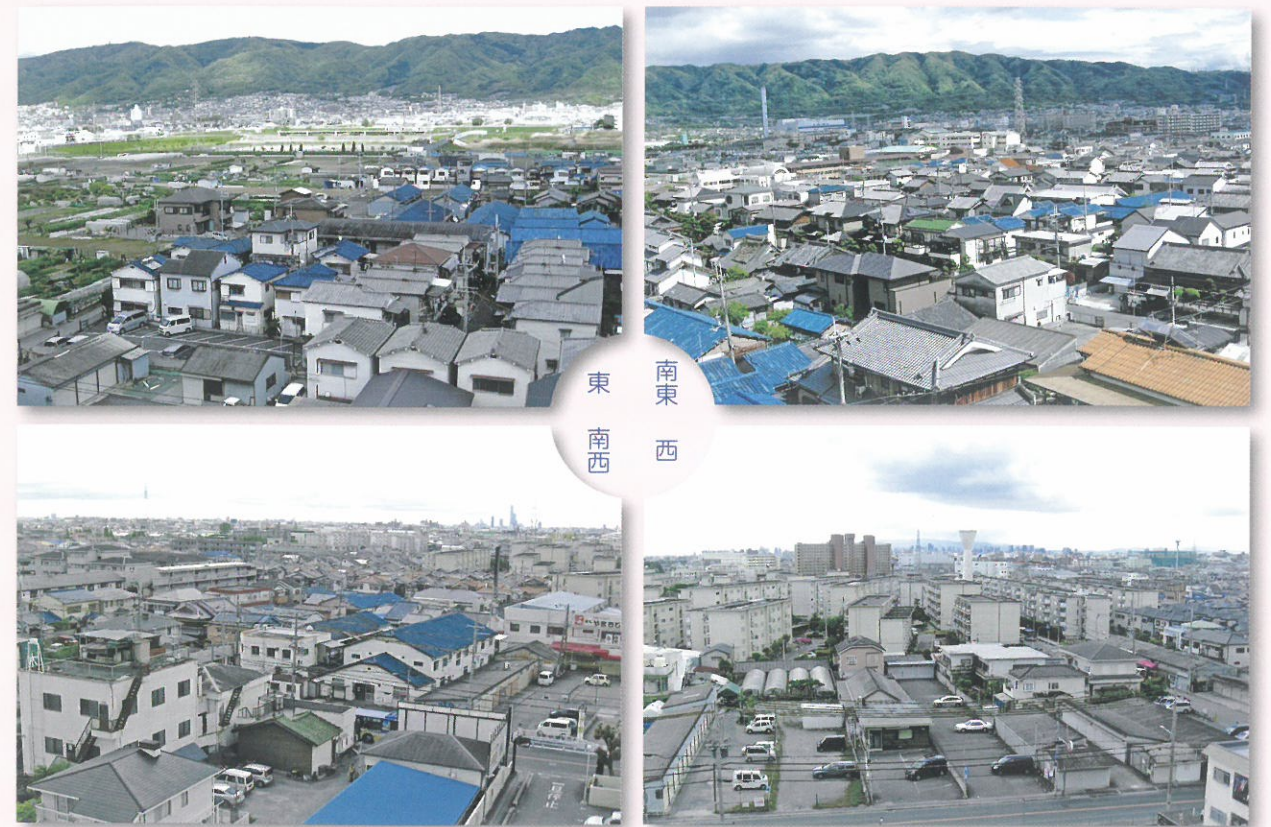


北山本小学校区わがまち推進計画



北山本小学校区わがまち推進計画

(第3期 令和5年度～令和10年度)

発行者

北山本小学校区まちづくり協議会

計画期間2023年～2028年

北山本小学校区まちづくり協議会

わがまち推進計画 目次

■ 北山本小学校区	
わがまち推進計画を作成するにあたり	2
■ 地域データ	3
■ 校区の概要	4
■ 校区まちづくりの目標	5
[目標その1] ① 誰もが安全で安心して住み続けられるまち	
[目標その2] ② 地域のふれあいや福祉・健康のまち	
[目標その3] ③ 子どもが健やかに育ち子育てのしやすいまち	
[目標その4] ④ 環境にやさしいまち	
■ 校区まちづくり協議会規約	9
■ 校区まちづくり協議会役員名簿	13

【北山本小学校区わがまち推進計画を作成するにあたり】

八尾市では、地域のまちづくりを進めるため、地域が主体となり各小学校区で「わがまち推進計画」を策定し、それに沿って、自主的に地域活動を展開しています。

北山本小学校区まちづくり協議会では、「6年後の北山本小学校区をどのようなまちにしたいですか？」と地域の方に100人に対して、アンケート調査を実施した中で、今日までの「重点目標」は継続すべきとの賛同をいただき、まち協役員さんへ「書面協議」の結果承認を得て、令和5年度から令和10年度（2023年度～2028年度）までの6年間の「重点目標」を下記の通り決定いたしました。

(重点目標)

[目標その1]

① 誰もが安全で安心して住み続けられるまち

[目標その2]

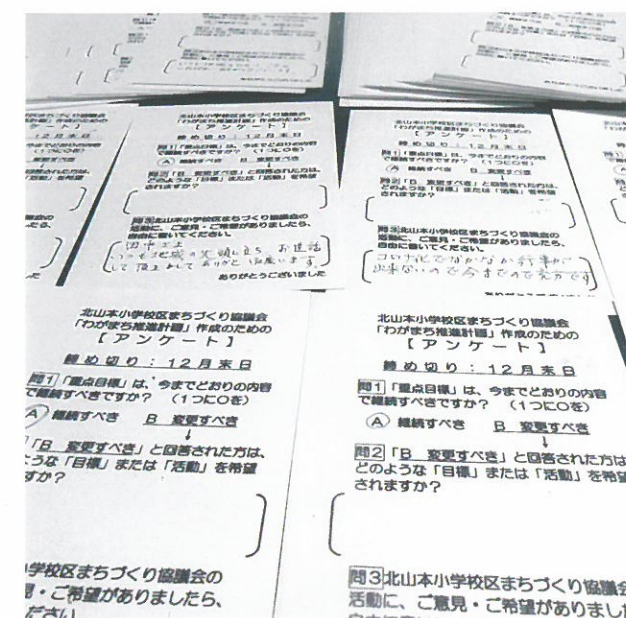
② 地域のふれあいや福祉・健康のまち

[目標その3]

③ 子どもが健やかに育ち子育てのしやすいまち

[目標その4]

④ 環境にやさしいまち

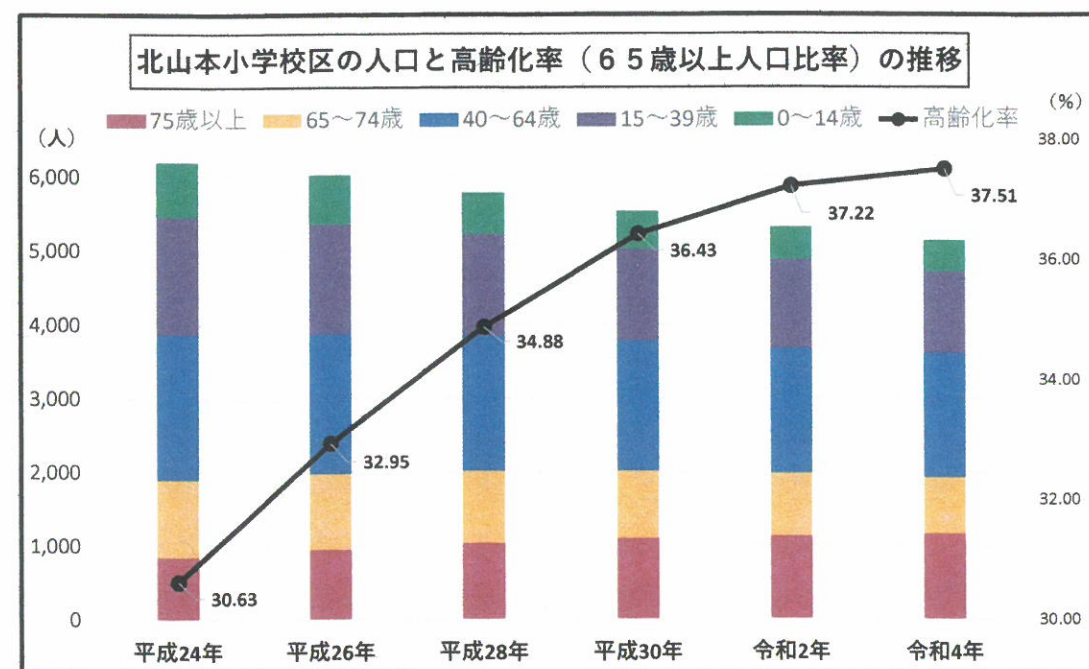


● 地域データ

単位：人、%

	75歳以上	65～74歳	40～64歳	15～39歳	0～14歳	高齢化率
平成24年	845	1,053	1,974	1,590	735	30.63
平成26年	948	1,037	1,892	1,486	662	32.95
平成28年	1,031	986	1,838	1,372	555	34.88
平成30年	1,096	919	1,763	1,242	511	36.43
令和2年	1,118	859	1,700	1,193	441	37.22
令和4年	1,159	766	1,683	1,108	416	37.51

※各年とも、9月末時点の値



〈2023年9月30日 時点〉

校区名	面積 (km ²)	世帯数	人口 (人)	人口密度 (人/km ²)	14歳以下 人口(人)	15～39歳 人口(人)	40～64歳 人口(人)	65～74歳 人口(人)	75歳以上 人口(人)	高齢化率 (%)
北山本 小学校区	0.95	2,840	5,132	5,431	416	1,108	1,683	766	1,159	37.51
八尾市 全体	41.72	127,227	262,371	6,289	31,642	65,671	90,704	32,144	42,210	28.34

● 校区の概要

北山本小学校区では、2013年から2022年まで「わがまち推進計画」により多くの地域の方々や各種団体が参加を得てこどもから高齢者、障がい者の住みよい町づくり活動を実施してまいりました。

ご承知の通り2020年から2022年の3年間、コロナ禍により活動を中止せざる状況となりました。従来より実施して来ました事業について引続き活動する事業計画は下記の通りです。（順不同）

- ①「青色防犯パトロール事業」による、子ども見守り活動
- ②「ふれあい広場」による世代間交流事業
- ③「自主防災訓練」の実施と「地区防災計画」の啓発
- ④「こども広場」（移動動物園）の実施
- ⑤「桜の植樹」の実施
- ⑥「ふれあい喫茶」の実施
- ⑦「はることのつどい」の開催
- ⑧「健康だより」の配布
- ⑨「無事」の旗、一斉掲示訓練の実施



校区まちづくりの目標

【目標その1】

① 誰もが安全で安心して住み続けられるまち

活動方針

子どもや高齢者など社会的弱者に対する交通事故や特殊詐欺などの事件事故が増える中、地域住民ひとりひとりが連帯し、お互い助け合いの意識を高め「みんなで作る安全、安心まちづくり活動」を進めます。

活動内容

近々発生すると言われる「南海・東南海地震」に備えて「北山本小学校区地区防災計画」により啓発を行い「自分のまちは、自分達で守ろう」との考えに立ち、自分自身はもちろん、隣近所で災害時要支援者に対する支援活動や無事の旗で命を守る行動をするなど北山本地区に住んで良かったと思えるまちづくりを推進します。

又、犯罪防止、抑止を目的として、地区内に防犯カメラが設置され、安全・安心まちづくりに資しています。



【目標その2】

② 地域のふれあいや福祉・健康のまち

活動方針

北山本小学校区は、市内でも高齢化率が高く、高齢者世帯、ひとり暮らし高齢者世帯が急増する中、介護問題、認知症の問題が増えてきます。

高齢者や障がい者の方々が、住みなれた地域で楽しく暮らせるように隣近所で共に支え合い、助け合い、健康に生活できるまちづくりを進めます

活動内容

地域住民の方々が、交流する場として「ふれあい広場」を開設し、老若男女約800人も多くのの方々が参加されるイベントとなり、合わせて障がい者作業所とも連けい交流を図ります。また「はちみつの会」の協力を得て、月1回ではありますが「ふれあい喫茶」を公民館でオープンし、合せて保健師さんや高齢者安心センター（包括支援センター）の協力を得て、「健康のチェック」や北山本小学校区独自の「健康だより」を全戸に配布し健康のまちづくりを実施します。ひとり暮らし高齢者の会「さつき会」活動や「高齢者食事会」など、小地域ネットワーク事業の一環として地区福祉活動も行われています。



〔目標その3〕

③ 子どもが健やかに育ち子育てのしやすいまち

活動方針

地域で育ったこども達が安全で安心して健やかに育つことの出来る地域づくりをすることが、大切です。こどもは地域の宝です

地域のみなさん、学校、子ども会等関係団体、機関のご協力をいただき、子育てしやすいまちづくりを実施します。

活動内容

下校時の学童の安全を確保するため、「青色防犯パトロール車」を運行するとともに、学校、警察、地域関係機関、団体との連携により子ども達の安全確保を図ります。

また地域住民とこども達の世代間交流を実施する「こども広場」（移動遊園地）を開催いたします。

学校とコラボして「はるごとのつどい」により、昔から伝わる「なまりぶし」のお寿司を食べ交流します。



〔目標その4〕

④ 環境にやさしいまち

活動方針

市民憲章にある「みどりのまちをつくりましょう」との一環で、恩智川治水緑地公園内への「桜の植樹」を府・市及び、地域の方々こども達の協力を得て「桜のまちづくり」環境づくりを目ざします。

また、八尾市の喫煙マナー向上事業にも協力します。

活動内容

みどりのあるまちづくり、特に「桜」のあるまちづくりを数年にわたり実施しております。人間にとって「いやしのある生活」を目ざし、恩智川治水公園周辺を「桜の名所」となるよう、これからも継続して「桜の植樹」を地域の方々やこども達の協力を得て、次世代の子ども達へ引継ぐ活動を行います。

また、住み良い環境づくりのため、タバコのポイ捨て防止やペットのフン処理問題の啓発活動を実施します。



北山本小学校区まちづくり協議会規約

第1章 総 則

(名称)

第1条 本会は、北山本小学校区まちづくり協議会（以下「本会」という。）と称する。

(対象地域)

第2条 本会の対象区域は、北山本小学校区とする。

(目的)

第3条 本会は、北山本小学校区の「まちづくりの目標」を定めた「北山本小学校区わがまち推進計画」（以下「わがまち推進計画」という。）の実現を目指して、八尾市との協働のもとに、地域住民が一体となって、地域の課題解決を図り、「住みよいまちづくり」を実践することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するために、わがまち推進計画に基づき、次の事業を行う。

- (1) 本会の予算、決算、広報等に関する事
- (2) わがまち推進計画の作成及び実施、進捗状況の評価に関する事
- (3) 防犯活動に関する事
- (4) 防災活動に関する事
- (5) 住民の健康及び福祉に関する事
- (6) 青少年・児童の健全育成に関する事
- (7) その他地域の課題解決及びまちづくりの推進に関する事

(事務所)

第5条 本会の事務所は、会長宅に置く。

第2章 組 織

(組織)

第6条 本会は、別表に定める各種団体等（以下「構成団体」という。）で構成する。

(委員)

第7条 本会の役員は、構成団体から選任する。

(役員)

第8条 本会に、次の役員を置く。

- | | | | |
|---------|-----|---------|-----|
| (1) 会 長 | 1 名 | (4) 書 記 | 2 名 |
| (2) 副会長 | 若干名 | (5) 監 事 | 2 名 |
| (3) 会 計 | 1 名 | | |

2. 役員は、委員の中から、総会において選任する。
3. 監事は、本会において、他の役員を兼ねることはできない。
4. 総会の承認を得て、本会に相談役又は顧問を置くことができる。

(役員の職務)

第9条 役員は次の職務を行う。

- (1) 会長は、本会を代表し、会務を総括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。
- (3) 会計は、本会の会計を担当する。
- (4) 書記は、本会の書記を担当する。
- (5) 監事は、本会の会計及び業務執行を監査する。

(役員の任期)

第10条 役員の任期は、2年とする。ただし、補欠により選任された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

2. 役員は再任することができる。

(役員の解任)

第11条 役員が、規約に違反したとき又は本会の名誉を傷つける行為をしたときは、総会の議決により解任することができる。

(部会)

第12条 本会は、必要に応じて専門的な事項について活動を行う部会を設置することができる。

第3章 総 会

(総会)

第13条 総会は、本会の最高議決機関とし、第7条に規定された委員によって構成し、本会の目的を達成するために、次の事項を審議し、承認及び議決を行う。

- (1) 事業計画及び予算に関する事項
- (2) 事業報告及び決算に関する事項
- (3) わがまち推進計画の作成・変更に関する事項
- (4) 本会の組織、構成団体、委員に関する事項
- (5) 役員の選任に関する事項
- (6) 規約の改廃に関する事項
- (7) その他、本会の運営に関する事項

2. 総会は、会長が招集し、会長が議長を担う。

3. 総会は、毎年1回開催するほか、会長が認めた場合、又は委員の半数以上の請求があった場合は、その都度、臨時総会を開催する。

(総会の定足数)

第14条 総会は、全委員の2分の1以上の出席がなければ開催することができない。

(総会の議決)

第15条 総会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員の表決権)

第16条 委員は、各々1票の表決権を有する。

(総会の書面表決等)

第17条 やむを得ない理由のために総会に出席できない委員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の委員を代理人として表決を委任することができる。

2. 前項の場合における第14条及び第15条の規定の適用については、その委員は出席したものとみなす。

(総会の議事録)

第18条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成する。

- (1) 日時及び場所
- (2) 会員の現在数及び出席者数(書面表決書及び委任状を提出した委員を含む)
- (3) 開催目的及び審議事項、承認・議決事項
- (4) 議事の経過の概要及びその結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2. 議事録には、議長及びその総会において選任された議事録署名人2名が署名捺印する。

(議事録の公開)

第19条 北山本小学校区内住民(以下「地域住民」という。)は、会長に申し出のうえ、総会の議事録を閲覧することができる。ただし、個人情報等、公開することが適当でない情報が含まれている場合においては、会長は、当該部分を除いた議事録を公開する。

第4章 役員会

(役員会)

第20条 役員会は、第8条で定める役員(監事を除く)をもって構成する。

必要に応じて役員以外の委員の出席を求めることができる。

2. 役員会は、会長が必要に応じて招集する。
3. 役員会は、会長が議長となり、次の事項を協議し、決定する。

- (1) 事業計画案及び予算案に関する事項
- (2) 事業報告案及び決算案に関する事項
- (3) 役員会で協議し、決定した事項を地域住民に周知する事項
- (4) 総会の承認及び議決を要しない会務の執行に関する事項

(役員会の招集)

第21条 役員会は、会長が必要と認めたときに招集する。

第5章 会計

(経費)

第22条 本会の経費は、包括交付金、補助金、委託料、助成金、協賛金、寄付金その他収入をもって充てる。

(事業計画及び予算)

第23条 本会の事業計画及び予算は、役員会がその案を作成し、総会の議決を経て定めなければならない。

(事業報告及び決算)

第24条 本会の事業報告及び決算は、役員会が作成したものを、監事が監査し、総会において報告し、総会の承認を受けなければならない。

(会計年度)

第25条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(会計及び資産帳簿の整備と公開)

第26条 本会は、会計の透明性を確保するため、会計及び資産に関する帳簿を整備する。

2. 地域住民は、会長に申し出のうえ、会計及び資産に関する帳簿を閲覧することができる。ただし、個人情報等、公開することが適当でない情報が含まれている場合においては、会長は、当該部分を除いた会計及び資産に関する帳簿を公開する。
3. 八尾市からの包括交付金等にかかる実績報告書、収支報告書については、公開する。

第6章 雑則

(委任)

第27条 この規約に定めるもののほか、本会の運営に必要な事項は、総会の議決又は役員会の決定を経て、会長が別に定める。

附則

(施行日)

1. この規約は、平成26年3月14日から施行する。

(準備会)

2. 北山本小学校区まちづくり協議会設立準備会は、平成25年3月31日をもって閉会し、そのすべてを本会に継承する。

(施行日)

3. この規約は、令和5年3月5日から施行する。

別表（第6条関係）（順不同）

北山本地区自治振興委員会
高砂地区自治振興委員会
北山本地区福祉委員会
高砂地区福祉委員会
山本第3地区民生委員児童委員会
高砂地区民生委員児童委員会
はちみつの会
ノルディックウォークの会

北山本小学校区まちづくり協議会 役員名簿

令和5年3月

役職	氏名	団体名
会 長	向井 正雄	元まち協設立準備会会長
副会長	岩崎 恒雄	北山本地区自治振興委員会
副会長	塚本 智美	高砂地区自治振興委員会
会 計	田中 米征	元北山本地区福祉委員会
書 記	中塚 廣昭	北山本地区自治振興委員会
書 記	村島 友忠	北山本地区自治振興委員会
監 事	木下まさ子	高砂地区福祉委員会
監 事	寺浦 滋司	北山本地区自治振興委員会
委 員	樋口 保彦	北山本地区自治振興委員会
委 員	丸尾 豊子	北山本地区民生委員児童委員会
委 員	橋本 勉	北山本地区自治振興委員会
委 員	丸山 昌樹	北山本地区自治振興委員会
委 員	私市比呂司	北山本地区福祉委員会
委 員	岡本 命子	高砂地区福祉委員会
委 員	藤田 克博	高砂地区福祉委員会
委 員	油納 圭子	高砂地区自治振興委員会
委 員	藪田 次朗	北山本地区自治振興委員会
委 員	白木みづ子	北山本地区自治振興委員会
委 員	秋山富美子	高砂地区福祉委員会
委 員	松本 剛	学識経験者
委 員	宇野 健二	ノルディックウォークの会
委 員	岩本 蔚	ノルディックウォークの会

【構成団体・協力団体】

北山本地区福祉委員会、高砂地区福祉委員会、
高砂地区民生委員児童委員会、山本第3地区民生委員児童委員会、
北山本地区自治振興委員会、高砂地区自治振興委員会、
北山本小学校区まちづくり協議会自主防災組織本部、はちみつの会
ノルディックウォークの会、学識経験者 等